

# コスタリカ国家行政記録管理における 中間アーカイブズの機能に関する基礎的研究

則竹理人†

## はじめに

記録<sup>(1)</sup>のライフサイクルのなかで、半現用段階のものが管理される中間書庫は、一般的には現用機関の傘下に置かれる形式と、記録管理を統括する機関によって運営される形式に大別される。国によっていずれかの形式の中間書庫が用いられるとされるが<sup>(2)</sup>、スペインの中央行政では、両者を経て記録が管理されることが法令で規定されている<sup>(3)</sup>。この管理方法は、スペイン国内だけでなく、同じ言語圏の他の国々にも広まったが、そのなかでコスタリカは、同方法に通じる記録管理をいち早く法律レベルで規定した国である。

同国では1990年に、国の行政<sup>(4)</sup>記録などの管理について定めた「国家アーカイブズ<sup>(5)</sup>システム法<sup>(6)</sup>（法律第7202号）」（以下、1990年法）が公布された（現在も有効）。同法では、各機関単位で記録の一時集約を行う、機関アーカイブズ<sup>(7)</sup>という記録管理場所および機能が述べられている。さらに、国立アーカイブズの一部門として、中間アーカイブズ（*archivo intermedio*）と呼ばれる施設および機能も別途示されている。しかし、中間アーカイブズの規定には不明瞭な部分が見受けられる。その名称から、記録を一時的に管理する中間書庫的な機能を持つと想像されるが、同アーカイブズからの記録の移管先は示されておらず、移管元が各機関であることが規定されるにとどまっ

ている。1995年には、所管の大臣によって同法の施行規則が出されたが、中間アーカイブズからの記録の移管先は依然述べられなかった。同規則は2017年に改正されたが、そこではじめて、最終アーカイブズと呼ばれる場所に移管されることが示された。

一方、1995年、2017年の両規則とも、各機関からの記録の移管先が、中間アーカイブズではなく最終アーカイブズであると捉えられうる条文を有している。中間アーカイブズ自体、1995年以前から継続して運用されている。しかし、運用中に制定された施行規則によって、同アーカイブズの機能、つまり記録を機関横断的に一時集約する機能に関する解釈が複数生じうる状況にある。

なぜ、このような曖昧な規定に行きついたのか。また、その曖昧さのなかで、中間アーカイブズはどのように運用されてきたのか。方針の変動に伴って、実際の記録管理にいかなる変化や影響がみられるのか。その時々の中間アーカイブズの機能や実態について述べられた文献等はあるが、規定の曖昧さや時系列的な機能の変容に焦点が当てられたものはない。

コスタリカ同様、一時集約機能を複数種設けることを試みる国々の一部では、中間アーカイブズに相当する施設が、その本来の機能を果たせなくなっている（スペイン中央行政<sup>(8)</sup>、アルゼンチン

†ジェトロ・アジア経済研究所

の国家行政および一部の地方行政<sup>(9)</sup>等)。なかには、法律等ではその機能が個別のものとして扱われているにもかかわらず、実際には最終移管先での管理と融合し、区別が確認できない例もある（スペイン・マドリッド州行政<sup>(10)</sup>等）。とはいえ、これらに適用される法令では、記録を機関横断的に一時集約する機能に関する規定に、複数の解釈が生じうる状況はみられない。一部では、実態は伴っていないものの、同機能についての規定は一貫している様子がうかがえる（スペイン中央行政等）。記録管理に関する法令自体が存在しないなかで、（本来は）当該の機能を担う目的で特定の施設が置かれた例もある（アルゼンチン国家行政等）。

片やコスタリカでは、その機能に関して法律で規定されるが、不明瞭さがある。ただ、その機能を果たすとされる中間アーカイブズは実際に置かれ、オンライン目録<sup>(11)</sup>に基づけば、最近まで記録を受け入れ続けてきており、記録の機関横断的な一時集約を現に担っているようにみえる。このような他国との違いを踏まえると、コスタリカの中間アーカイブズの運用や実態に着目した研究の蓄積が、記録の一時集約機能を2種類設ける意義、効果の追究にもつながることが期待できる。

以上を勘案し本稿では、コスタリカの中間アーカイブズに関する疑問点の解明に寄与すべく、法的な不明瞭さや、1990年法制定までの経緯を整理し、機関横断的な一時集約機能に対する認識の変遷を分析する。また、同アーカイブズでの実地調査等を基に、各法規を受けて現場ではいかなる方針が打ち出されてきたのかを捉え、その変転のなかで実際の記録管理に生じた事象を考察する。

なお、英語の“(archival) document(s)”、“record(s)”、“archive(s)”といった語句による区別は、スペイン語では明示的ではない。英語の“document(s)”の逐語訳である“documento(s)”には、“record(s)”や“archive(s)”が指すものも含まれる。また、英語の“archive(s)”の逐語訳である“archivo(s)”は、

“documentos”の集合体を指すこともできる。つまり、対象が特定（識別）されたものかどうか、または現用かどうかにかかわらず、両語が用いられる。加えて、“archivo(s)”は、その保存施設を指すこともできる。実際、本稿の引用法令や文献には、複数の意味で解釈されうる箇所がある。

本稿では以上の特徴に基づき、“documento(s)”の訳語は「記録（群）」、“archivo(s)”は「アーカイブズ」に統一する。前者は、一部の日本語文献にみられるような、英語の区別が意識された狭義のものではないこと、また後者は、ライフサイクルのあらゆる段階にある「記録群」を指しうることに注意されたい。

## 1 中間アーカイブズをとりまく組織構造と関連する現行の規定

中間アーカイブズは、現状、国立アーカイブズ局（Dirección General del Archivo Nacional）の一部門として存在する。現行の法規には、中間アーカイブズだけでなく同局の名称も現れるため、まずはその組織構造や施設の状況を踏まえ、それぞれの位置付けの理解を図る。その上で、行政記録管理に関する現行の法律とその施行規則にみられる、中間アーカイブズに関する不明瞭な点を確認する。そのために、1990年法と、それに基づき1995年に定められた規則（現在では無効）、さらには2017年に制定された改正規則の各関連条文をまとめる<sup>(12)</sup>。

### 1.1 国立アーカイブズ局の体制<sup>(13)</sup>

コスタリカの記録管理の中核である国立アーカイブズ局は、文化青年省の附属機関である<sup>(14)</sup>。同局の統制部門として、関連する大臣や専門家等で構成される<sup>(15)</sup>国立アーカイブズ事務委員会が筆頭に置かれ、そこに同局本体がぶら下がる構造になっている。局内には6つの部があり、そのひとつである外部アーカイブズサービス部のなかに、

アーカイブズ技術サービス課のほか、中間アーカイブズ課という部門が存在する。施設としては、国立アーカイブズと呼ばれる全体像のなかに、中間アーカイブズのほか、歴史アーカイブズや公証アーカイブズなどが含まれる構造で、それぞれ同名の部課が運営を所管している。

中間アーカイブズは、歴史アーカイブズなどとともに国立アーカイブズの敷地内にあるが、本館ではなく、専用の別の建物にある。記録の保存場所だけでなく、閲覧スペースもその別館にあるが、閲覧専用の部屋があるわけではなく、職員の執務室の片隅にある机が提供されるだけである。そのためか、開館日も毎週木曜のみで事前予約が必須である<sup>(16)</sup>。一方、例えば歴史アーカイブズは、いずれの平日も原則開館し<sup>(17)</sup>、本館内に6つの大きな机が置かれた閲覧専用の部屋が設けられている。同時利用は、机の数に等しく6名までのため、事前予約が望ましいが、空いていれば予約なしでの利用も可能である<sup>(18)</sup>。公証アーカイブズも、サービス内容によって一部例外はあるが、いずれの平日も原則、利用者を受け付けている<sup>(19)</sup>。中間アーカイブズのサービスは、国立アーカイブズを構成する他のアーカイブズと比べて限定的な様子が見えがえる。

## 1.2 国家アーカイブズシステム法と施行規則

### 1.2.1 国家アーカイブズシステム法の概要

コスタリカの司法府のウェブサイトでは、司法府のほか、同国の政府の一部をなす行政府、立法府について平易な説明がなされている。それによると、行政府は大統領、大臣、内閣で構成される<sup>(20)</sup>。さらに、各省も行政府の一部として示されている<sup>(21)</sup>。行政府、司法府、立法府の記録管理については、前述の1990年法で規定されている。その第5章「公的事務アーカイブズについて」の最初の条である第39条では、同アーカイブズに関して次の通り定めている。

第39条 管理アーカイブズと機関アーカイブズが公的事務アーカイブズである。管理アーカイブズは、本法第2条で述べる各機関の部署のアーカイブズであり、各々が生成する記録の集約、保存、分類、編成、記述、選別、管理、提供に従事するが、その記録群は準アルチバリアを構成し技術的に組織されて維持されなければならない。機関アーカイブズは、機関全体の記録を集約し、組織するアルチバリアに対し、前述した機能を同様に果たす部門である。

言及される第2条は、次の通りである。

第2条 本法とその規則は、国家アーカイブズシステムの組織の働き、立法、司法、行政各府のアーカイブズの働き、そして法人格を有し公法、私法上の資格がある他の公的機関のアーカイブズの働き、さらには規定を適用するのが望ましい私的アーカイブズや個人アーカイブズの働きを定める。

第39条で用いられた（準）アルチバリア（(pre) archivalia）は、第40条で次の通り定義される。

第40条 準アルチバリアは手続き中の記録で構成され、その生成機関の各部課にあり、出所原則や原秩序原則、そして国立アーカイブズ事務委員会または国立アーカイブズ局が発するガイドラインに従って組織される。通常、直近5年以内に生成された記録が含まれる。アルチバリアは事務手続きが完了した記録で、各機関の機関アーカイブズ、および中間アーカイブズで保存、組織、提供される。それらには、それぞれ管理アーカイブズ、機関アーカイブズからの移管によって〔記録が〕到達し、一般的には生成から30年未満の記録が含まれる。

さらには第46条で、各機関アーカイブズからの記録の移管について次の通り述べられる。

第46条 各公的機関は、本法の規則に定められる要件や、国立アーカイブズ局の命令に従って、自身の機関アーカイブズにあるアルチバリアを国立アーカイブズ局に移管する。移送時期は、記録の生成日から起算して20年を経過しないものとする。

第30条では、記録保存施設としての国立アーカイブズ局の機能が端的に示される。

第30条 国立アーカイブズ局は最終アーカイブズである。さらに、中間アーカイブズの機能も担うことから、そのために必要な事務サービスを考慮する。

第39、40条に基づけば、国の行政記録等は、各部課の管理アーカイブズで5年程度保存された後、機関内の記録を集約する機関アーカイブズに移管されることになる。また第46条によれば、各機関アーカイブズで20年ほど保存された後、国立アーカイブズ局に移管される。第40条では、機関アーカイブズの記録の移管先は中間アーカイブズであることが規定され、さらには第30条で、国立アーカイブズ局が中間アーカイブズの役割も果たすことが述べられている。したがって、第46条で機関アーカイブズの記録の移管先として示される国立アーカイブズ局は、中間アーカイブズを指すと解釈されうる。

記録移管に関する規定は、第53条にもみられる。内容は次の通りである。

第53条 共和国大統領と国務大臣は、その任務を終える際に、自身の執務室の処理手続きが完

了した記録を国立アーカイブズ局に引き渡す。同様に、内閣の議事録も引き渡す。前述の移管は、権限移譲前の1週間以内に行わなければならない。これらの記録は前述の機関の機関アーカイブズにはとどめず、国立アーカイブズ局の中間アーカイブズに直接引き渡す。

大統領、大臣の執務室記録、また内閣の議事録については特例で、役職や政権の交代時に中間アーカイブズに移管されることが規定されている。大臣を任命する大統領の任期は4年で、直近8年以内に同職にあった者は選出できないことが、憲法で定められている<sup>(22)</sup>。すなわち、改憲されない限り、4年以下の期間ごとに記録移管が発生することになる。一方、1990年法第40条の通り、各部課での記録の標準的な保存期間は5年である。したがって、要職や政権の交代時、当該の記録は機関アーカイブズではなく、まだ各執務室等で管理されている場合が多いと推察される。ただ、当該記録を機関アーカイブズに移管してはならないとまでは規定されていない。つまり、各執務室等から早々に機関アーカイブズに移管され、要職や政権の交代時に、そこから中間アーカイブズに移管される可能性もあるだろう。

なお、中間アーカイブズは、その名称からは最終移管先（永久保存場所）とは解釈され難く、第30条で述べられた、最終アーカイブズへの記録移管が生じることが想像される。しかし、中間アーカイブズに関する規定は、既に引用した条文以外にはなく、移管先は明示されなかった。

### 1.2.2 1995年制定の旧施行規則

1990年法の第2条でも宣言されたように、同法はその施行規則も制定されることになり、1995年に発された（行政令第24023号。以下、1995年旧規則）。1990年法は、制定時には61の条（現在は63）で構成された一方、1995年旧規則には168も

あり、施行にあたって必要な規定を多く盛り込んだ様子うかがえる。

同規則の第4章「アーカイブズ機能について」では、1990年法の第39条に列挙された各機能が詳細に規定されている。そのなかで、記録の集約機能については第59～65条で述べられているが、記録集約の流れに関しては、第62条で次の通り示されている。

第62条 記録は次の期間に従って移管される。

- a 管理アーカイブズ：記録は保存期間表の定めに従い、生成された事務室に平均5年間と定められる。
- b 機関アーカイブズ：前の段階を満了したら、事務的価値のある記録は各機関の機関アーカイブズに引き渡し、そこに15年ほどとどめる。その後、科学文化的価値のある記録は、国家記録選別廃棄委員会の事前決定によって国立アーカイブズ局に移管される。
- c 歴史または最終アーカイブズ：20年以上経過し科学文化的価値のある記録は、国立アーカイブズ局が自身の事前の許可によって永久保存の形式で保管することになる。

1990年法の第30、40、46条を踏まえると、機関アーカイブズからの記録移管先である国立アーカイブズ局は、中間アーカイブズを指すと解釈できると述べた。しかし、1995年旧規則の第62条では、中間アーカイブズには一切言及されずに、記録集約の流れが示された。明記されているわけではないものの、機関アーカイブズからの記録の移管先である国立アーカイブズ局は、最終（歴史）アーカイブズであると解釈せざるを得ない内容の規定である。なお、1995年旧規則で中間アーカイブズという語句がみられるのは、記録の貸借に関する第107条だけである。ただ、そこでも中間アーカイブズ自体の機能が述べられているわけではな

い。

一方で、記録移管や中間アーカイブズに関連する、1990年法の第30、39、40、46、53条のいずれかを参照する規定を1995年旧規則から探すと、第3条にみられた。

第3条 前条<sup>(23)</sup>で言及されたアーカイブズは、生成された記録を、事務的価値があるか科学文化的価値があるかによらず、集約、保存、分類、編成、記述、選別、管理、提供する、機関の事務組織、部門である。

[1990年]法の第4章<sup>(24)</sup>の規定内容に基づいてあらかじめ選別された記録は、各段階のアーカイブズに移管される。管理または執務室アーカイブズから機関アーカイブズへ移管され、記録の生成から20年経過後、そこから国立アーカイブズ局へ移管されるが、[1990年]法の第30条および第53条で規定される場合を除く。国立アーカイブズ局へは、国家記録選別廃棄委員会によって指定された、科学文化的価値があり永久保存となった記録のみが受け入れられる。

1990年法第30、53条が、記録移管の例外規定として扱われている。とはいえ、第30条では記録の移管について述べられているわけではない。ただ、第53条とともに例外規定として示されていることを踏まえると、第30条の中間アーカイブズに関する規定が、そもそも第53条に関連して設けられたものであると捉えることもできる。つまり、中間アーカイブズは、1990年法第53条に該当する記録管理時にのみ働く機能および施設であるとも解釈されるのではないだろうか。その解釈であれば、1995年旧規則の第62条で、中間アーカイブズが記録集約の流れに含まれていないこととの整合性が取れることになる。

### 1.2.3 2017年制定の施行規則

1995年旧規則は2017年に全面的に改正され（行政令第40554号。以下、2017年規則）、条の数は125に減った。1995年旧規則で述べられた、記録の集約に関する条文は、2017年規則では記録の受入という見出しの節に部分的に引き継がれた。記録の受入が必ずしも（定期的な）移管によるに限らず、寄贈や遺贈、法定納本、購入、収用にもよることが冒頭の第59条で提示された上で、各々について規定された。移管に関しては、続く第60～67条で述べられたが、そのなかで移管時期と題された第61条には、次の通り1995年旧規則の第62条の内容が踏襲された。

第61条「移管時期」記録の移管時期を定めるため、次の要素を考慮する。

- a 管理アーカイブズ：記録は保存期間表の定めに従い、生成された事務室にとどめられる。
- b 機関アーカイブズ：前の段階を満了したら、記録は各機関の機関アーカイブズに引き渡し、保存期間表の定めに従ってそこにとどめる。その後、科学文化的価値のある記録は、国家記録選別廃棄委員会の事前決定によって国立アーカイブズに移管される。
- c 歴史または最終アーカイブズ：20年以上経過し科学文化的価値のある記録は、国立アーカイブズが「国立アーカイブズ」局の事前の許可によって永久保存の形式で保管することになる。

多少の文言の変化はあるが、1995年旧規則第62条と同様、機関アーカイブズからの記録の移管先である国立アーカイブズ局は、最終（歴史）アーカイブズであることを暗示する内容が述べられた。一方、1995年旧規則第3条のように、1990年法第30条と同第53条を関連付ける規定は、2017年規則にはみられなくなった。

また、1995年旧規則ではほとんど触れられなかつ

た中間アーカイブズの機能について、2017年規則では単独の条が設けられた上で示された。同規則には、国家アーカイブズシステムに属するアーカイブズについて定める節があり、中間アーカイブズに関する条はそのなかに組み込まれた。中間アーカイブズだけでなく、最終（歴史）アーカイブズや機関アーカイブズ、管理アーカイブズについても、1条ずつに分けて記された。その全体像が示された、同節の冒頭の条文を含め、内容は次の通りである。

第29条「システムの構成」システムは、[1990年]法第2条で述べられた各公的アーカイブズ（歴史または最終、中間、そして各機関の機関、管理）と、参入を申し出た私的または個人アーカイブズで構成される。

これらすべてのアーカイブズは、1990年法、本規則、そして「国家アーカイブズ事務」委員会、国家記録選別廃棄委員会、国立アーカイブズによって発される政策、合意、決議、ガイドラインに従って、その働きを規定する。

第30条「歴史または最終アーカイブズ」公的な歴史または最終アーカイブズは国立アーカイブズであり、そこでは科学文化的価値があり国家の記録遺産の一部をなす記録が保管される。1990年法、国立アーカイブズの組織と事業に関する規則<sup>(25)</sup>、そして本規則によって統制される。第31条「中間アーカイブズ」中間アーカイブズは、事務的法的に有効な記録を保管する責務のある国立アーカイブズの部門であり、その記録は、[1990年]法やその他の有効な法律に基づいて各機関から移管され、それが生成された事務室や個人による閲覧対象となる。

これらの記録の一部は、科学文化的価値があると表明されたら、歴史または最終アーカイブズに移管される。

第32条「機関アーカイブズ」システムを構成する機関アーカイブズは、属する機関の最高管理

責任者に依拠し、アーカイブズ関連で発される、より高い政治レベルへの貢献を図るためのガイドラインや方針に従う。

これらのアーカイブズには、各々が一部をなす機関によって生成されたあらゆる媒体の記録で、各々が保管するものを、集約、保存、分類、編成、記述、選別、管理、提供する責務がある。

さらに、手続きが完了し次第、各管理アーカイブズから移管される記録をまとめ、当該執務室や一般個人の閲覧対象とする。

第33条「管理アーカイブズ」管理アーカイブズは、システムの一部をなす各機関の専門・事務部室のアーカイブズである。各部門で生成された手続き中の記録で、当該執務室または申し出のあった他部室による継続した利用や閲覧が見込まれるものを集約、保存、分類、編成、記述、選別、管理、提供することを担う。

第31条では、1990年法や1995年旧規則で不明瞭だった、中間アーカイブズからの記録の移管先について、最終（歴史）アーカイブズであることが示された。また、中間アーカイブズへの記録の移管元は、各機関であることが述べられた。第32条では、機関アーカイブズには管理アーカイブズから記録が移管されることが規定された。

中間アーカイブズへの記録の移管元である「各機関」が機関アーカイブズを指すと解釈すれば、記録は管理、機関、中間、最終（歴史）各アーカイブズで順に管理されることになる。これは、同じ規則内の第61条に示される、3種類のアーカイブズを経て管理されることを表した規定と整合しないことになる。一方、あえて機関アーカイブズと記されずに、各機関と述べられたのかもしれない。その意図を推察すると、管理アーカイブズからの直接移管の可能性もある、1990年法第53条に基づく特定の種類の記録管理を想定したとも捉えられる。ただ、説明なく各機関という語句だけでは、

機関アーカイブズからの通常の記録移管を除外しているとは解釈できないため、同じ規則内の第61条との不整合性は拭えないだろう。なお本規則には、引用した第29、31条を除き、中間アーカイブズへの言及はなかった。

### 1.3 中間アーカイブズの機能に関する解釈

中間アーカイブズに関する規定には、やや文言不足な部分が散見され、法と規則の間で、または同一の規則のなかでかみ合わないとも捉えられうる状況が生じている。ともあれ、表1に示した2つの解釈を想定できるだろう。

まずパターンAは、通常の記録の管理でも、中間アーカイブズを経ることになる解釈である。1990年法の条文のみを参照することや、2017年規則の第31条の規定を踏まえることで、この解釈に行きつく。

一方でパターンBは、通常の記録の管理では中間アーカイブズを経ず、大統領や大臣の記録、また内閣の議事録といった、特定の種類の記録が管理される際にのみ経由するという解釈である。1995年旧規則の第3、62条や、2017年規則の第61条に基づく場合、このパターンが導かれる。

ただ、1990年法のみを参照した際、複数の条の規定をかけ合わせてパターンAを導いたため、1990年法にパターンAが明示されているとはいえない。1995年旧規則についても、第62条では、機関アーカイブズからの記録の移管先が最終（歴史）アーカイブズと明記されているわけではない。条文の構成上、その解釈をせざるを得ないだけである。さらに、同規則の第3条の内容から、1990年法第30条の中間アーカイブズに関する規定が、特定の場合を想定して設けられたとみなす解釈も、類推に過ぎない。したがって、1995年旧規則でもパターンBが直接的に規定されているわけではない。2017年規則に至っては、規則内でどの条文を参照するかによって、複数の解釈ができる状況にある。

表1 規定内容から解釈される、記録移管の流れと中間アーカイブズの機能

|       | 通常の移管の流れ    | 1990年法第53条に該当する場合の移管の流れ | 中間アーカイブズの機能：科学文化的価値があるとは表明されていない、以下の記録の管理                                 | 根拠となる法規の範囲  |
|-------|-------------|-------------------------|---|---|
| パターンA | 管理→機関→中間→最終 | 管理（→機関）→中間→最終           | ・機関アーカイブズでの保存期間を満了したが依然保存される（事務的法的価値を有する）記録<br>・交代する大統領や大臣の執務室記録および内閣の議事録 | ・1990年法のみ（「中間→最終」部分の移管は、名称からの類推）<br>・1990年法+2017年規則（規則第31条を尊重）  |
| パターンB | 管理→機関→最終    | 管理（→機関）→中間→最終           | ・交代する大統領や大臣の執務室記録および内閣の議事録  | ・1990年法+1995年旧規則（「中間→最終」は名称からの類推）<br>・1990年法+2017年規則（規則第61条を尊重） |

つまり、新旧各々の規則の適用時期には、AとBどちらのパターンの解釈になるのか、また施行規則がなかった頃はどちらの解釈か、それぞれははっきりと分けることはできない。1990年法の制定から現在まで、2つのパターンの中で揺れ動いてきた様子がうかがえるとまとめるにとどまるだろう。

## 2 国家アーカイブズシステム法制定までの、機関横断的な記録一時集約機能の扱われ方

前章で整理した、中間アーカイブズの機能に2つの捉えられ方が想定される状況は、なぜ生じたのだろうか。本章では、その答えに迫るべく、1990年法制定までの歩みをまとめつつ、同法で示される中間アーカイブズに通じる機能がどのように取りざたされてきたのか、変遷を分析する。

### 2.1 国立アーカイブズ法の制定

1990年法の前にも、国の記録管理に関する法律は存在した。それが、1966年制定の国立アーカイブズ法<sup>(26)</sup>（法律第3661号）である。その第6条では、国立アーカイブズ長の責務が定められている。そのひとつとして、行政府に属する複数の事務アーカイブズから、国立アーカイブズに記録が引き渡されるよう、保存、マイクロフィルム化、廃棄について監督することが示された。間接的ながらも、1990年法に先駆けて、行政機関からの記録の集約に触れられたが、1990年法で示された中間アーカ

イズに相当する、一時集約的な施設や機能には言及されなかった。

ともあれ、当時、国立アーカイブズ法で規定された環境の実現には、財源や人手が足りていなかった<sup>(27)</sup>。規定内容の遂行に必要な資源までは、考慮されていなかったのが実情だった<sup>(28)</sup>。

### 2.2 ユネスコのパイロット・プロジェクト

そのような事態のなかで、記録管理の開発に関する国際的なプログラムへの、コスタリカの積極的な参加がみられるようになった<sup>(29)</sup>。1972年にワシントンDCで行われた、アーカイブズに関するインターアメリカ会議への参加を皮切りに、主にユネスコや米州機構によるプログラムに参加するようになった<sup>(30)</sup>。1975年には、ユネスコが、同国のアーカイブズや記録管理の発展のためにパイロット・プロジェクトを行うことを決定した<sup>(31)</sup>。それに先駆け、アルゼンチンに置かれたインターアメリカ・アーカイブズ開発センターの長だったタノーディ<sup>(32)</sup>を現地に送り込み、調査を行わせた。タノーディはその報告書<sup>(33)</sup>で、国立アーカイブズの職員を国外派遣し勉強させることや、新たな施設を建てるための土地の確保、コスタリカ大学でのアーカイブズ教育の拡充、新たな技術の導入などを提案した。

タノーディの報告書には、南米コロンビアの記録管理制度確立に向けて作成された、70条にわたるアーカイブズ法案が参考資料として掲載されて

いる<sup>(34)</sup>。この法案では、「(中間)中央アーカイブズ<sup>(35)</sup>」というものが、国のアーカイブズシステムの構成要素として示された(第8条)。別の構成要素のひとつとして「事務アーカイブズ」と呼ばれるものもあり、行政府、立法府、司法府に複数置かれるアーカイブズであることが述べられた(第25条)。その上で、各事務アーカイブズにある、事務的にはあまり利用されなくなった記録を受け入れる施設として、記録集約中央アーカイブズ(中間中央アーカイブズ)が置かれることが記された(第62条)。さらに、中央アーカイブズは、25年以上経過した永久保存の価値がある記録を、国立総合アーカイブズに送ることも示された(第65条)。したがって、この(中間)中央アーカイブズは、各機関の記録を集約するものの、あくまでも一時的であるという点で、1990年法に示される中間アーカイブズと近い機能を持つと捉えられる。

タノーディの調査と同じ年の11月、ユネスコはスウェーデンのアーキビスト、ウラーテを現地に送り、追加調査を行わせた<sup>(36)</sup>。約6カ月間にわたるこの調査の報告書<sup>(37)</sup>でも提案事項が示されたが、タノーディの約1カ月間の調査後に出された報告書に記されたものよりも具体的だった。

ウラーテの報告書にも、中央アーカイブズという語句はみられるが、機関単位で置かれる施設の意味合いで用いられ、当時の各機関での設置状況が記されている<sup>(38)</sup>。各機関の記録を一時的に集約する施設や機能には、他国の事例としてもコスタリカへの提案事項としても言及されなかった。

1977年には、パイロット・プロジェクトの実施に向けたセミナーがコスタリカで開催され、二者の調査結果を基に前向きな結論が得られた<sup>(39)</sup>。その後、ユネスコは1978年にスペインのアーキビスト、コルテス・アロンソをコスタリカに送り込み、同国の記録管理制度を構築するための調査を行わせた。

その報告書では、中央アーカイブズという語句

はウラーテと同様、各機関に置かれる施設として用いられた<sup>(40)</sup>。一方、各機関の記録を一時的に集約する施設や機能への具体的な言及はなかった。しかし、各機関での管理後、記録は「中間アーカイブズが設置されない限りは」国立アーカイブズに移管されると述べられた<sup>(41)</sup>。この中間アーカイブズという語句が指す施設や機能は、報告書内では定義されていない。ただ、報告者のコルテス・アロンソは、後の著書で、各機関での記録管理を経た後、最終書庫へ移管されるまでの間の管理を担う施設、機能として、同アーカイブズを定義している<sup>(42)</sup>。そのことを踏まえると、コロンビアの法案にある(中間)中央アーカイブズと同様のもの、つまり、1990年法で述べられる中間アーカイブズに一部相当する施設および機能であると推察できる。

このように、コスタリカの記録管理の発展に向けて出されたユネスコの報告書には、1990年法の中間アーカイブズに通じると捉えられうる施設や機能への言及がみられた。しかし、参考資料としての間接的な提示だったり、説明が不十分だったり、さらには全く触れられない報告書もあったりしたことからは、その必要性が明確に表され続けてきたとはいえない。

### 2.3 国家アーカイブズシステム法の制定

その後、1980年代を通し、コスタリカでは国の記録管理制度を定める法案の策定が進められた。国立アーカイブズの歴史アーカイブズには、「国立アーカイブズ法と規則の制定、改正にかかる記録群<sup>(43)</sup>」があり、1990年法制定までの動きを表す記録がまとめられている。そのなかには、表紙が1982年6月9日付の記録<sup>(44)</sup>があるが、これは同記録群にある、同国の法案の本文が載せられた記録のなかで、最も古い日付が示されたものである。1990年法で記録の移管について定められた、第39、40、46、53条が含まれる「公的事務アーカ

イブズについて」という章は、同法案でも第4章として提示されていた。同章の冒頭の条である第35条は次の通り、1990年法の第39条の原型とみなされる内容だった。

第35条 本法の第1条<sup>(45)</sup>で述べられる機関によって生成、受理された有機的な記録群全体は、適切に組織され続けるべき準アルチバリアを形成する。

同章の第43条は次の通り、1990年法の第46条の原型と読み取れる内容だった。同条でも（準）アルチバリアという語が用いられたが、1990年法第40条のような、同語を定義する条文は、この法案では示されなかった。

第43条 機関は、自身のアーカイブズにあるアルチバリアの束を、本法の規則が定める時期に従って、国立アーカイブズ・公的アーカイブズ局に送る。その束はすべて、局の命令に基づくものとなる。

また、1990年法の第53条に相当する、要職の交代時の記録移管に関する文面は、1990年法とは異なり、法案冒頭のどの章にも含まれない部分に組み込まれていた（第10条）。内容は次の通りだが、1990年法とは異なり、内閣の議事録は移管対象に挙げられていなかった。また、科学文化的価値のある記録が移管されるという条件が付されていたのも、1990年法と異なる点である。

第10条 共和国大統領と大臣は、その役割を終える際、その執務室で生成され事務手続きを完了した記録で科学文化的価値があるものを、国立アーカイブズ・公的アーカイブズ局に引き渡す。その価値は、局の介入と承認によって決まる。

いずれの条文にも、後の1990年法にみられる中間アーカイブズという名称、および相当する施設や機能は示されなかった。他の条文にも、中間アーカイブズの機能に関する内容はみられず、同アーカイブズを基点とした記録の移管元や移管先は不明瞭だった。ただ、同アーカイブズの名称に全く言及されなかったわけではなく、国立アーカイブズ事務委員会の機能が列挙された第19条では、その語句が使用された。同委員会の機能のひとつとして、国立アーカイブズ・公的アーカイブズ局のための施設を置くことが記されたが、それに付随して、中間アーカイブズのための施設も建てること述べられた。趣旨は異なるものの、国立アーカイブズ（・公的アーカイブズ）局と中間アーカイブズの関係性を示していたという意味では、1990年法の第30条に通じるといえる。しかし、第19条の内容だけでは、第10、43条で記録の移管先として述べられた国立アーカイブズ・公的アーカイブズ局が、中間アーカイブズを指すとは解釈できない。

とはいえ、第19条を踏まえれば、中間アーカイブズという施設および機能が、この法案策定の段階で認知されていたことは確認できる。実際、国立アーカイブズが100周年を迎えた1981年に刊行された、現在の施設の建築プロジェクトに関する記事でも、中間アーカイブズを同じ建物のなかに設置する計画が述べられていた<sup>(46)</sup>。国立アーカイブズ局長を務めたチャコン・デ・ウマーニャによる1984年の文献では、当時国立アーカイブズ内に置かれた部門のひとつに、中間アーカイブズがあることが示された<sup>(47)</sup>。

1982年の記録に載せられた法案は、ほぼ同じ内容で、1983年7月1日付官報に掲載された（以下、1983年法案）。冒頭には、当時の法案策定までの経緯が記されたが、これは1982年付の記録では述べられていなかった。その文章には、ユネスコのプロジェクトへの言及もみられた。法案自体は、

1982年の記録では、冒頭の11の条がどの章にも属さず、第12条から4つの章に分ける構成だったが、1983年法案では、その11の条を第1章とした5章構成に変更された。ただ、全体の条の数は等しく、本節で引用した条文はほぼ同一だった<sup>(48)</sup>。

しかし、この法案には様々な方面から指摘が入り、大幅に改訂された上で、1988年6月21日付官報にて新たな法案が提示された（以下、1988年法案）。法律の名称も、1983年法案では「国立アーカイブズおよび公的アーカイブズ総合法」だったが、1988年法案では、1990年法と同じ「国家アーカイブズシステム法」に変更された。

条文も、既に1990年法とほぼ同文になっていたものが多い。1988年法案第43条は、多少の言い回しの違いはあるものの、1990年法の第39条の内容と同一だった<sup>(49)</sup>。また、続く第44条も、1990年法第40条とほぼ同じ内容だった（ガイドラインの発出者が「[国家アーカイブズ]委員会または[国立アーカイブズ]局」とされた<sup>(50)</sup>）。したがって、管理アーカイブズから機関アーカイブズへ、そこから中間アーカイブズへ記録が流れることが、この時点で示されていたことになる。

1990年法では、上記の第40条のほか、第30、46条の規定を合わせて捉えることで、通常の記録の移管時にも中間アーカイブズを経由するという解釈が得られる。第30条にあたる文面は、1988年法案第23条にみられ、些細な言い回しの差異を除けば同一の内容だった。一方、同法案第50条は、1990年法第46条に相当するが、中間アーカイブズに関する大きな違いがあった。条文は次の通りである。

第50条 各公的機関は、本法の規則に定められる要件や[国立アーカイブズ]局の命令に従って、自身の機関アーカイブズにあるアルチバリアを[国立アーカイブズ]局に移管する。その中間アーカイブズへの移送時期は、記録の生成日から起

算して20年を経過しないものとする。

1990年法第46条と異なり、最後の文の冒頭には「その中間アーカイブズへの」という文言が付され、記録の移管先である（国立アーカイブズ）局が具体的にどの部門を指すのか明示されていた。1990年法では、第30、40条の規定を踏まえてはじめて、第46条で述べられる移管先が中間アーカイブズであることを見出せる。ただ、1988年法案第50条の内容であれば、これだけで機関アーカイブズからの記録移管先が中間アーカイブズであることが理解できる。仮にこのまま法律として制定されていれば、後の1995年旧規則第62条や2017年規則第61条で規定された、中間アーカイブズを除いた記録集約の流れは、明らかに矛盾していただろう。したがって、そのような規定は設けられなかった可能性が高く、表1のパターンBの解釈は生じえなかったかもしれない。

一方、1988年法案の第57条には、1990年法第53条とほぼ同文が示され、要職や政権の交代時に、関連記録が中間アーカイブズに移管されることが述べられた（1988年法案では、副大臣の記録も対象として明示された）。なお、これまで挙げた条文以外では中間アーカイブズには触れられず、1990年法と同様、中間アーカイブズからの記録の移管先には言及されなかった。ともあれ、1988年法案に基づけば、中間アーカイブズの機能については表1のパターンAの解釈に落ち着き、曖昧さはみられなかったことになる。

1983年法案では、中間アーカイブズがほとんど取りざたされなかったにもかかわらず、1988年法案では、その機能が述べられた。しかも、1990年法よりも明示性が高かった。この変化の要因に関する手掛かりは、前述の歴史アーカイブズ部収蔵の記録群や官報からは得られなかった。ただ、中間アーカイブズの機能は徐々に明確になったわけではなく、一度は解釈の揺れが生じえない内容の

法案が策定されたものの、最終的には不明瞭さを含む文面に至ったことは事実である。

したがって、ユネスコの報告書からうかがえた扱いの差異のように、法制定の動きのなかでも、中間アーカイブズに相当する施設や機能の必要性、必須性は同様には示されてこなかったことになる。この経緯によって、中間アーカイブズの機能に関しては、確固たる根拠を得られてこなかったといえる。そのことが、1990年法やその施行規則にみられる規定の曖昧さや、各々の間での不整合性に表れているのではないだろうか。

### 3 中間アーカイブズの運用の変遷と実態にみられる変化、影響

法的な曖昧さのなかで、中間アーカイブズはどのように運用されてきたのか。また、運用方針の変転に伴って、実際の記録管理にいかなる変化や影響がみられたのか。本章では、中間アーカイブズで行った実地調査の内容を交えつつ、同アーカイブズの運用状況や、その方針の移り変わりをまとめる。その上で、運用方針の変動のなかで実態に生じた2つの事象について考察する。

#### 3.1 中間アーカイブズの運用の経緯と現状

前述の通り、1984年の文献で、国立アーカイブズ内に中間アーカイブズという部門があったことが示されている。また、当時、中間アーカイブズを単独で設ける必要はなく、将来的に記録の量が増えたら、単独設置を検討するという判断がなされたことも述べられている<sup>(51)</sup>。ただ、中間アーカイブズ課が置かれる、国立アーカイブズの外部アーカイブズサービス部のウェブサイトには、1980年代の中間アーカイブズに関する記述はない。中間アーカイブズへはじめて記録が移管されたのは、1994年であると記されている<sup>(52)</sup>。国立アーカイブズ創立当時（1881年）からの歴史が綴られた文献でも、中間アーカイブズに関しては1994年か

らしか記述されていない<sup>(53)</sup>。したがって、中間アーカイブズという部門は1980年代から存在したものの、本格的に運用され始めたのは1990年代になってからであると捉えられる。

なお、1994年の最初の記録移管は、1990年法第53条に基づく、当時の要職（政権）の交代によるものだった<sup>(54)</sup>。同年には、現在供用中の建物が国立アーカイブズの敷地内に置かれた<sup>(55)</sup>。

1998年には、廃止となった国営のアングロ・コスタリカ銀行の記録を受け入れるために、書庫の拡張が図られた<sup>(56)</sup>。同年に出された、当時の国立アーカイブズ局長チャコン・アリアスの文献にも、関連する記述がみられる。それによれば、当時、民営化する公的機関の記録を受け入れるために、国立アーカイブズが中間アーカイブズ専用の書庫を建設中だったようである<sup>(57)</sup>。1990年法と1995年旧規則の内容からは、中間アーカイブズは、要職や政権の交代を機に移管される記録専門の管理施設と捉えることもできた。しかし、実際はそうではなく、公的機関としては存続しなくなった機関の記録を受け入れ、管理する機能も果たしていたことがわかる。

ともあれ、現在の中間アーカイブズのオンライン目録には、大臣、副大臣執務室記録以外の各省の記録の情報はない。つまり、通常の移管によって各省から受け入れたと推察される記録がないことになる。それを踏まえると、表1のパターンAの状況だったとは言い難い。ただ、そのような記録が過去にはあったが、既に最終（歴史）アーカイブズに移管された可能性も想定されるため、パターンAではないとも断言できない。少なくとも、当時はパターンBと解釈されうる法規が適用されていたにもかかわらず、その状況ではなかったことが確認される。

関係者によれば、その後2010年に、中間アーカイブズへ移管される記録の条件が見直された<sup>(58)</sup>。それ以降、1990年法第53条に基づいて移管され

る記録のみを受け入れるようになった。1998年の書庫拡張の後、2006年にも新たな書庫の設置がなされるなど<sup>(59)</sup>、中間アーカイブズは増築を繰り返していた。2008年にまとめられた、中間アーカイブズへの記録移管データによると、その年に要職（政権）交代によって移管された量は全体の17.24%で、それ以外の事由での移管が8割以上を占めていた<sup>(60)</sup>。そのため、方針転換によって移管量の大幅な削減が見込まれた。

この方針は現在も継続しており、中間アーカイブズ課が文字記録用<sup>(61)</sup>とその他の記録用<sup>(62)</sup>に分けてそれぞれ移管マニュアルを提供し、関係する機関に働きかけている。1995年旧規則第62条や2017年規則第61条で言及された、保存期間表の実物を確認してみても、いずれも中間アーカイブズでの保存期間の記載欄はない<sup>(63)</sup>。執務室と機関アーカイブズ、それぞれでの保存期間しか記載できない様式が用いられている<sup>(64)</sup>。したがって、2010年からは、表1のパターンBの状況が継続しているといえる。また、中間アーカイブズの運用方針の変遷は、施行規則の制定や改正には連動していないこともわかる。

法規では曖昧だったもうひとつの要素である、中間アーカイブズからの記録の移管にも目を向きたい。この点は、1990年法や1995年旧規則では述べられず、2017年規則第31条にてはじめて、最終（歴史）アーカイブズへ移管されることが示された。関係者より、2017年規則制定前の、2016年の歴史アーカイブズでの記録受入リストを提供してもらったが<sup>(65)</sup>、そこには中間アーカイブズからの移管の情報も含まれていた。政府記録のほか、2010年の方針転換前に受け入れたと推察される、NGOや個人の記録の移管も実現している。したがって、2017年まで法規には明示されなかったが、実質的には従前より、中間アーカイブズから歴史アーカイブズへの記録移管が行われていたといえる。この点からも、施行規則の変遷にかか

わらず、中間アーカイブズが運用されてきた様子が見えてくる。

## 3.2 実際の記録管理に生じた変化や影響

### 3.2.1 副大統領執務室記録管理の変化

2010年の方針転換により、中間アーカイブズには、1990年法第53条に基づいた特定種の記録のみが移管されるようになった。施行規則では、その種の移管について具体的に述べられなかったが、中間アーカイブズの2008年時点での方針と現在の方針を比べると、副大統領の執務室記録に関して違いがみられる。かつては、大統領の不在時に代理を務めた際のことを移管しなければならないとされていたが<sup>(66)</sup>、現在では条件なく移管されることになっている<sup>(67)</sup>。

憲法第135条では、副大統領は2名置かれることが定められており、少なくとも1953年から直近までは、同職は約4年ごとの選挙で2名ずつ選出されてきた<sup>(68)</sup>。しかし、中間アーカイブズの目録を参照すると、例えば2002～2006年期の第二副大統領の記録の情報は見当たらない。一方、方針転換した2010年以降は、第一、第二副大統領とも、その記録の情報が連続して確認できる。

2002年より第二副大統領に就任したフィスマン・ソンシンスキは、当時のパチューコ・デ・ラ・エスプリエジャ大統領との軋轢があり、副大統領としての任務が与えられなかった<sup>(69)</sup>。本来、副大統領は、大統領官邸内の執務室で仕事をするが、フィスマン・ソンシンスキは同官邸とは距離を取り、各大臣等と個別にやり取りをして、調整役となって同職の役割を果たした<sup>(70)</sup>。

同氏は、大統領からの下命がなかったことから自明だが、大統領不在時の代理を務めることはなかった。つまり、従前の基準に則れば、同氏の記録は中間アーカイブズでの受入対象とはならない。ただ、現方針に従った場合、その記録は同アーカイブズに移管されたのではないだろうか。要職

の執務室記録が、必ずしも機関アーカイブズを経由しない規定からは、機関（大統領官邸）の枠に縛られない、役職自体に着目した管理が意図されていると捉えられる。したがって、大統領の代理分とは限らない現在の受入基準であれば、通常の移送元（大統領官邸）ではないものの、移管が実現した可能性は十分にある。近年、同様の事態が生じておらず、検証には至らないが、ともあれ副大統領の記録に関しては、その受入基準や提供範囲の面で、従前との差がみられる状況にある。

### 3.2.2 存続しなくなった公的機関の記録管理への影響

中間アーカイブズが受け入れていた種類の記録で、方針転換を機に対象外となったものは、以後は別の施設等が管理しなければならなくなった。前述した、廃止となったり民営化したりする公的機関の記録は、その一例である。

1998年の中間アーカイブズの書庫拡張のきっかけとして、廃止となった国営のアングロ・コスタリカ銀行の記録の受入を挙げたが、その記録の多くは、今も中間アーカイブズで保存されている。一方、例えば2017年に別の国営銀行（コスタリカ銀行）に吸収統合された、国営のカルタゴ農業信用銀行の記録の情報は、中間アーカイブズの目録では見つけることができない。

統合先のコスタリカ銀行の機関アーカイブズ関係者に問い合わせたところ、カルタゴ農業信用銀行の記録は、約13000個の箱に詰められて、同アーカイブズに移管されたことが確認できた<sup>(71)</sup>。ただ、一部は評価選別や編成記述の最中で、提供可能な状態ではないようである。とはいえ、同アーカイブズはウェブサイトやオンライン目録を提供していない。したがって、作業が完了した後も、同アーカイブズで管理される記録は、直接問い合わせたり訪問したりする者以外には、その所在が知られにくいことになる。一部の記録は、評価選別を経て、

国立アーカイブズの歴史アーカイブズに移管されているが<sup>(72)</sup>、それらのみがオンライン目録<sup>(73)</sup>で検索可能である。一方で、アングロ・コスタリカ銀行の記録は、歴史アーカイブズにあるものだけでなく、中間アーカイブズのものも、オンライン目録で探すことができる。

アングロ・コスタリカ銀行の記録は、一時は中央銀行の機関アーカイブズに収められたが<sup>(74)</sup>、後に中間アーカイブズに移管された。したがって、存続機関に吸収されたかどうかの違いはあるが、消滅した国営銀行で、かつ他の機関アーカイブズがまず記録を引き取った点では、同銀行はカルタゴ農業信用銀行と共通している。もし、前者が近年廃止となっていたら、記録は中間アーカイブズには移管されず、科学文化的価値のないものは大半が廃棄されていた可能性があるだろう。仮に、中央銀行の機関アーカイブズに残されたとしても、同アーカイブズはウェブサイトやオンライン目録を提供していないため、現状ほど記録は探しやすくなかったといえる。反対に、後者が1990年代に統合によって消滅していたら、現用ではない記録は中間アーカイブズへ移管されたのではないだろうか。科学文化的価値がなく、歴史アーカイブズに移管されない記録も、そのまま中間アーカイブズで保存され、今日、オンライン目録で所在を確認できたかもしれない。しかし、中間アーカイブズの方針転換の前後の時期に分かれて各々が消滅したことによって、一般の利用者が自ら検索できる記録の範囲に差異が生じている。

### おわりに

本稿では、コスタリカの国家行政記録管理で運用される中間アーカイブズに着目し、その法的な規定の曖昧さの要因について、法制定までの経緯を整理しつつ分析した。現行法規で述べられる中間アーカイブズの機能は、その必要性が継続して同様に示されてきたわけではなかった。それゆえ

に拠り所がないことが、規定の不明瞭さや、規定間のかみ合わなさに表れた可能性が見出された。

また、その曖昧な規定の下での中間アーカイブズの運用方針の変遷と、その推移のなかで実態に生じた事象について考察した。現在、同アーカイブズには、要職の執務室の記録や、内閣の議事録のみが移管されるが、以前は公的機関の廃止、民営化などを機に、その記録が移管されたこともあった。受入対象は、方針が見直されたことで絞られたが、法規の制定や改正に連動したわけではなかった。その変転に伴って、中間アーカイブズで引き続き受入対象となった種類の記録の管理に変化がみられただけでなく、受入対象外となった部類にも影響が及んだことが、事例から導かれた。

ともあれ、不明瞭な法規の下である以上、現在の方針がいつまた変わってもおかしくはない。コスタリカでも、電子記録の活用が主流となりつつあるが、それが中間アーカイブズの運用方針に影響を与えることも踏まえなければならない。

中間アーカイブズが現在の方針で運用される前は、1990年法第53条以外を基にした記録移管が大半を占めていて、書庫の増築を繰り返していた。また、同アーカイブズは閲覧設備が充実していないためか、利用サービスが限定的である。ただ、電子記録の場合、保存サーバが確保され、オンラインでの提供が実現すれば、限定的な物理スペースも開館日も、弊害ではなくなるだろう。それによって、記録の受入対象範囲が再び拡大すれば、これまで実態にみられた事象は消滅したり、現時点では想像できない新たなことが生じたりするかもしれない。規定の曖昧さは、動向を注視し続ける必要性も示している。

## 【註】

以下、URLの参照日はすべて2023-12-24。なお、本稿の「現在」「現行」等は同日付が基準。

(1) 本稿では、参照文献等で主に用いられるスペイ

ン語の特徴に鑑み、「記録（群）」を特定や識別の有無、また現用か非現用かにかかわらず用いる（後述）。

(2) ここまで、下記2つの文献を参照。

T. R. Schellenberg, *Modern Archives: Principles and Techniques*, Chicago: Society of American Archivists, 1996, first published in 1956, p. 42.

Luciana Duranti, Patricia C. Franks, *Encyclopedia of Archival Science*, Lanham: Rowman & Littlefield, 2015, p. 343.

(3) 則竹理人「スペイン中央行政記録の段階的管理の特性」、『アーカイブズ学研究』No. 37、2022年、80-81頁。

(4) コスタリカ司法府のウェブサイト（下記）によると、コスタリカ政府は司法府、立法府、行政府で構成される。さらに、行政府は大統領、大臣、内閣で構成される（後述）。

Poder Judicial, La División de Poderes en el Estado Costarricense, <https://poderjuvenil.poderjudicial.go.cr/explora/menu-ninas-ninos/modulo-1-el-abc-del-poder-judicial/sobre-el-poder-judicial/46-la-division-de-poderes-en-el-estado-costarricense-ninas-ninos>.

(5) 本稿の引用法令や文献では、記録群とその保存施設の両方の意味に解釈される箇所があるため、意識せずにいずれも「アーカイブズ」と記す（後述）。

(6) 原文は“Ley del Sistema Nacional de Archivos”。

(7) 原文では“archivo(s) central(es)”で、直訳すると「中央アーカイブズ」だが、本稿で主たる対象とする中間アーカイブズとの混同を避けるため、本稿では極力「機関アーカイブズ」と意識する（後述の通り、2.2では直訳する）。

(8) 則竹「スペイン中央行政記録の段階的管理の特性」、88頁。

(9) 則竹理人「中間文書館によるアルゼンチン国家およびコルドバ州各行政記録の管理」、『ラテンアメリカ・レポート』Vol. 40, No. 1, 2023年、69-76頁。

(10) 則竹理人「スペイン・マドリード州行政記録の段階的管理—法改正、評価選別の側面からの分析—」、『国文学研究資料館紀要アーカイブズ研究篇』No.

- 19、2023年、17-37頁。
- (11) Archivo Nacional de Costa Rica, Cordial Bienvenida a la Base de Datos del Archivo Intermedio, <http://201.196.50.12:8081>.
- (12) 1990年法は3度、1995年制定の施行規則は2度、それぞれ部分的に改正されているが、本章で引用する条文にはいずれも変更はなかった。
- (13) 特筆しない限り、本節は下記の組織図を参照しまとめる。
- Archivo Nacional, Dirección General de Archivo Nacional, <https://www.archivonacional.go.cr/web/institucional/organigrama.pdf>.
- (14) Ministerio de Cultura y Juventud, Estructura Organizacional, <https://mcj.go.cr/el-ministerio/estructura-organizacional>.
- (15) 1990年法第12条を参照。
- (16) Archivo Nacional, Horario en las Instalaciones, <https://www.archivonacional.go.cr/index.php/contactenos/horarios-de-atencion>.
- (17) Ibid.
- (18) Archivo Nacional, Disposiciones sobre los Servicios y Funcionamiento de la Sala de Consulta e Investigación José Luis Coto Conde del Archivo Nacional, [https://www.archivonacional.go.cr/web/normativa/resolucion\\_DGAN\\_16\\_2023\\_b.pdf](https://www.archivonacional.go.cr/web/normativa/resolucion_DGAN_16_2023_b.pdf).
- (19) Archivo Nacional, Horario en las Instalaciones.
- (20) Poder Judicial, La División de Poderes en el Estado Costarricense.
- (21) Ibid.
- (22) 再選については第132条で、任期は第134条で規定される。
- (23) 国家アーカイブズシステムを構成するアーカイブズが列挙され、立法府、司法府、行政府、選挙最高裁判所、地方の公的機関などの各アーカイブズが示された。
- (24) 国家記録選別廃棄委員会について定めた章で、第31～38条で構成されるが、管理、機関、中間各アーカイブズへの言及はみられない。
- (25) 原文は“Reglamento de Organización y Servicios del Archivo Nacional”。改正規則が2017年規則と同日に発された。
- (26) 原文は“Ley del Archivo Nacional”。
- (27) Archivo Nacional, *Centenario 1881-1981*, San José: Ministerio de Cultura, Juventud y Deportes, 1981, p. 10.
- (28) Ibid.
- (29) Luz Alba Chacón de Umaña, “Implantación del Sistema Nacional de Archivos en Costa Rica”, *Anuario Interamericano de Archivos*, Vol. 11, 1984, p. 163.
- (30) Ibid.
- (31) Ibid.
- (32) タノーディの経歴については、スペインの文化関連専門職（アーキビストを含む）協会連盟の公式ウェブサイト（下記）を参照。
- Federación ANABAD, In Memoriam. Dr. D. Aurelio Tanodi, <https://www.anabad.org/in-memoriam-dr-d-aurelio-tanodi>.
- (33) Aurelio Tanodi, *Organización de las Estructuras Archivistas: Costa Rica*, Paris: UNESCO, 1976.
- (34) Tanodi, *Organización de las Estructuras Archivistas*, pp. 31-40.
- (35) この語句の原文は“archivo central (intermedio)”だが、後述の通り機関単位で置かれる施設ではなく、コスタリカの現行制度の“archivo central”とは異なる。そのため、本節に限り語句の本来の意味に沿って「中央アーカイブズ」と訳す。
- (36) Luis Fernando Jaén García, *Cronología del Archivo Nacional de Costa Rica: 1881-2015*, San José: Ministerio de Cultura y Juventud, Dirección General del Archivo Nacional, 2015, p. 28.
- (37) Bodil Ulate, *Archivos Públicos: Costa Rica*, Paris: UNESCO, 1976.
- (38) Ulate, *Archivos Públicos*, 1976, pp. 58-69.
- (39) Vicenta Cortes Alonso, *Sistema Nacional de Archivos: Costa Rica*, Paris: UNESCO, 1978, p. 1.
- (40) 初出箇所はIbid., p. 4.
- (41) Ibid., p. 9.
- (42) Vicenta Cortes Alonso, *Manual de Archivos Municipales*, Madrid: ANABAD, 1982, p. 20.

- (43) 副題は「定期刊行物の切り抜き、法律への意見や提案、立法議会への申し出を含む」。原文は“Expediente sobre Creación y Reformas a la Ley del Archivo Nacional y al Reglamento. Incluye Recortes de Periódico, Observaciones y Propuesta a la Ley, Solicitudes ante la Asamblea Legislativa”。6ファイルに分かれており、請求記号は1ファイル目が“CR-AN-AH-DGAN-002602”で、末尾の数字が連番になっている（最後の6ファイル目は末尾が“002607”）。出所は国立アーカイブズ局である。なお、国立アーカイブズ法と謳われているが、前述の同名の法律に関する記録はほとんど含まれない。後述の通り、当初は国立アーカイブズおよび公的アーカイブズ総合法という名称で法案が策定されていたため、その略称として示されているとみなされる。
- (44) 1ファイル目に収められた記録で、立法議会宛に作成され、当時の大統領および財務分野を所管する大臣の署名が付されたものである。
- (45) 国立アーカイブズ、立法、行政、司法各府のアーカイブズなどが挙げられ、本法がそれらの働きを規定することや、それらが国家の公的アーカイブズの構成要素であることが述べられた。
- (46) Archivo Nacional, *Centenario 1881-1981*, p. 36.
- (47) Chacón de Umaña, “Implantación del Sistema Nacional de Archivos en Costa Rica”, pp. 166-167.
- (48) 第35条の冒頭「本法の」が削除されたり、第46条で意味合いが変化しない程度に前置詞が変更されたりしたのみである。
- (49) 1990年法第39条と同様、第2条を参照する内容があったが、1988年法案、1990年法それぞれの第2条を照合すると、いくつか違いはみられる。ただ、当該の法とその規則が働きを定めるアーカイブズが列挙され、そのなかに行政府のアーカイブズが含まれる点は共通する。
- (50) その他、1990年法で原秩序 (orden original) と示される部分が“origen original”と記されたが、同じ意味の名詞と形容詞を組み合わせた二重表現で、誤植であると判断される。
- (51) Chacón de Umaña, “Implantación del Sistema Nacional de Archivos en Costa Rica”, p. 167.
- (52) Archivo Nacional, Departamento de Servicios Archivísticos Externos, <https://www.archivonacional.go.cr/index.php/institucional/content-component-4/servicios-archivisticos-externos>.
- (53) Jaén García, *Cronología del Archivo Nacional de Costa Rica*, p. 40.
- (54) Archivo Nacional, Departamento de Servicios Archivísticos Externos,
- (55) Jaén García, *Cronología del Archivo Nacional de Costa Rica*, p. 40.
- (56) Archivo Nacional, Departamento de Servicios Archivísticos Externos.
- (57) Virginia Chacón Arias, “El Sistema Nacional de Archivos de Costa Rica”, *Boletín de la ANABAD*, Tomo 48, No. 3-4, 1998, p. 35.
- (58) 時期および後述する策定内容について、2023年11月9日の現地調査時に加え、同15日に電子メールでも関係者から回答を得た。
- (59) Jaén García, *Cronología del Archivo Nacional de Costa Rica*, p. 47.
- (60) Guiselle Mora Durán, et al., *Informe Técnico: Propuesta Metodológica para Ejecutar las Transferencias de Documentos de la Presidencia de la República, Consejo de Gobierno y Ministros de Estado al Archivo Nacional*, San José: Dirección General del Archivo Nacional, 2008, pp. 3-4.
- (61) Unidad de Archivo Intermedio, *Lineamientos Técnicos para la Transferencia al Archivo Nacional de Documentos Textuales de la Presidencia de la República, Consejo de Gobierno y Ministros de Estado*, San José: Dirección General del Archivo Nacional de Costa Rica, 2021.
- (62) Unidad de Archivo Intermedio, *Instructivo para Transferencia de Documentos Especiales Producidos por la Presidencia de la República, el Consejo de Gobierno y los Ministros de Estado*, San José: Dirección General del Archivo Nacional de Costa Rica, 2021.
- (63) Archivo Nacional, *Instrumentos Técnicos*

- Archivísticos, [https://www.archivonacional.go.cr/index.php?option=com\\_content&view=article&id=315](https://www.archivonacional.go.cr/index.php?option=com_content&view=article&id=315).
- (64) Ibid.
- (65) 当年の受入実績は、下記ウェブサイトにて公開されているが、過去分はないため、関係者に電子メールにて提供を依頼し、2023年11月10日に得た。  
Archivo Nacional, Departamento de Archivo Histórico, <https://www.archivonacional.go.cr/index.php/institucional/content-component-4/archivo-historico>.
- (66) Mora Durán, et al., *Informe Técnico*, pp. 9-10.
- (67) Unidad de Archivo Intermedio, *Lineamientos Técnicos*, p. 3.
- (68) Tribunal Supremo de Elecciones, *Elecciones en Cifras: Serie Histórica 1953-2022*, San José: Tribunal Supremo de Elecciones, 2022, pp. 41-83.
- (69) Adrián Pignataro López y Eugenia Aguirre Raftacco, “Voz Experta: Consideraciones sobre el Proyecto de Ley No. 21407 para Eliminar la Segunda Vicepresidencia en Costa Rica”, <https://www.ucr.ac.cr/noticias/2022/5/12/voz-experta-consideraciones-sobre-el-proyecto-de-ley-no-21407-para-eliminar-la-segunda-vicepresidencia-en-costarica.html>.
- (70) La Nación, Fishman, el Mediador, <https://www.nacion.com/el-pais/fishman-el-mediador/OBY76V72CFB37CDRBOBKE4MOU/story>.
- (71) 2023年12月15日に、電子メールで回答を得た。
- (72) 前述の歴史アーカイブズでの記録受入リストは、関係者から、2017～2022年分も合わせて提供してもらったが、同銀行の記録の受入実績はいくつか述べられている。
- (73) Archivo Nacional, Base de Datos del Archivo Histórico, <http://archivodigital.go.cr/index.php>.
- (74) Archivo Nacional, Entrada Descriptiva con la Aplicación de la Norma Aprobada para el Archivo Nacional y con Base Norma ISAD(G), Fondo: Bancos, [https://www.archivonacional.go.cr/web/fondos/isadg\\_bancos.docx](https://www.archivonacional.go.cr/web/fondos/isadg_bancos.docx).